

運用5（地域用水環境整備事業）

第1 趣旨

地域用水環境整備事業の運用については、制度要綱、交付要綱及び別紙3によるほか、この運用に定めるところによる。

第2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2運用5の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2運用5の第1から第7までの規定及び別記様式第1号から第9号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「別紙2」とあるのは「運用5の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2」と読み替え、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「都道府県知事」とあるのは、「沖縄県知事」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは、「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第6	当該都道府県	沖縄県
第6及び第7の2	地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。）	内閣府沖縄総合事務局長
別記様式第8号	地方農政局長 北海道にあっては農林水産省農村振興局長 殿	内閣府沖縄総合事務局長 殿